

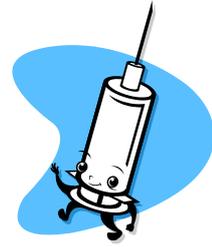
小児用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ

ワクチン接種の対象者や受け方は下記のとおりですので、主治医と相談の上、指定医療機関で接種を受けるようお勧めします。

記

- 1 対象者：生後2か月から5歳の誕生日の前日まで

※**生後2か月過ぎたら接種を開始しましょう。**



- 2 接種日時：土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午後4時まで

- 3 接種回数及び間隔：下表でご確認ください。

※接種回数は、初回接種（1回目）の開始時の月齢ごとに異なります。

接種開始月齢	接種回数及び間隔
生後2か月から7か月に至るまでの間	初回接種：標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて <u>3回</u> ただし、2回目・3回目は生後24月を超えたら行わない（追加接種は可能）。また、2回目の接種が生後12月を超えた場合は、3回目の接種は行わない（追加接種は可能）。 追加接種：生後12月から15月に至るまでを標準的な接種期間として初回接種終了後60日以上の間隔をおいて <u>1回</u> （生後12月に至った日以降に行う）
生後7か月から12か月に至るまでの間	初回接種：標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて <u>2回</u> ただし、2回目は生後24月を超えたら行わない。 （追加接種は可能） 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて <u>1回</u> （生後12月に至った日以降に行う）
1歳から2歳に至るまでの間	60日以上の間隔で2回接種
2歳から5歳に至るまでの間	1回接種

- 4 接種料金：無料（対象年齢を過ぎた場合は有料となります。）

- 5 持参する物：予診票、母子健康手帳

- 6 接種場所：郡山市内・福島県内の指定医療機関（事前に電話で確認の上お出かけください。）

※接種後はアナフィラキシーショック等副反応の有無を確認するため、すぐには帰宅せず30分程度は医療機関で様子をみましょう。

「ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン接種」のお知らせは裏面です。

問合せ先：郡山市保健所 保健・感染症課 感染症係（電話 924-2163）